

## 今回のテーマ：従業員の過半数代表者は、どんな人がなれるのか？

Q. 就業規則を変更する際、「従業員の過半数代表者」に意見書を提出してもらう必要があると聞きました。その「従業員の過半数代表者」には何か一定の条件があるのでしょうか？

A. 就業規則を新規に作成または変更する場合、従業員の過半数代表者の意見書を添付して労働基準監督署に提出する必要があります。

ここでいう従業員の過半数代表者は、以下の2つの条件をクリアする必要があります。

- ① 労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- ② 就業規則について従業員を代表して意見書を提出する者を選出することを明らかにして、実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であること。

まず①ですが、いわゆる管理監督者で“ない”ことが必要となります。残業代の支給対象者でない管理職は、従業員代表にはなれません。ただ、注意なのは管理監督者も過半数代表者を選出する際の1票の権利があることには気を付けてください。

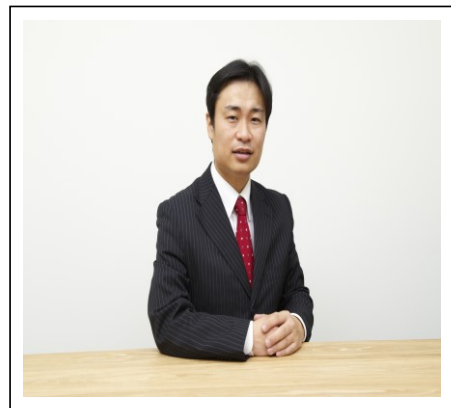
そして②ですが投票や挙手等、何らかの方法により過半数以上の従業員が選出した者を従業員代表にすることを求めています。

これらのことを守っておかないと万が一の場合に、変更した就業規則自体に効力がないと言われる可能性がありますので、注意していただきたいポイントです。

## 管理職は、従業員代表になれない！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**